

山口県立大学高大連携の推進強化に関する検討協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 山口県及び山口県立大学が令和4年3月に策定した「山口県立大学将来構想」に基づき、県立の大学として担うべき人材育成機能の強化に向けて、今後の高大連携の方策について協議を行うため、「山口県立大学高大連携の推進強化に関する検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 附属高校の設置に関すること
- (2) その他高大連携の推進強化に関すること

(組織)

第3条 協議会は別表に掲げる委員によって組織する。

- 2 協議会には、委員の互選により選出する会長を置き、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し意見等を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、公立大学法人山口県立大学将来構想推進局高大連携推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

山口県立大学高大連携の推進強化に関する検討協議会委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
浅川 正司	山口県総合企画部次長	
浅原 司	公益財団法人山口県ひとづくり財団理事長	
井本 浩二	山口経済同友会副代表幹事	
大塚 俊司	山口県総務部次長	
木村 香織	山口県教育庁副教育長	
丹 佳子	公立大学法人山口県立大学入試副本部長	
原田 英明	山口県教育庁理事	
松野 浩嗣	国立大学法人山口大学理事・副学長	
矢儀 一仁	株式会社山口フィナンシャルグループ 常務執行役員 地域共創事業本部長	
吉村 耕一	公立大学法人山口県立大学副学長	

(五十音順 敬称略)